

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和 4年8月1日 至 令和 5年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 清栄会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市栄町3番12号

(3) 設立認可年月日 平成5年 2月 22日

(4) 設立登記年月日 平成5年 3月 2日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	橋本 清	
同	橋本 延子	
同	橋本 真由美	
監事	山田 美加	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	橋本耳鼻咽喉科医院	0162873	長崎県長崎市栄町3番12号	

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 4年 9月28日 令和3年度決算の決定
令和 5年 6月30日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし
- (9) その他

法人名 医療法人 清栄会
 所在地 長崎市栄町 3-1-2

※医療法人整理番号

--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 5 年 7 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	53,965	I 流動負債	12,426
II 固定資産	51,801	II 固定負債	18,457
1 有形固定資産	28,018	負債合計	30,883
2 無形固定資産	200	純資産の部	
3 その他の資産	23,583	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	64,883
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	74,883
資産合計	105,766	負債・純資産合計	105,766

法人名 医療法人 清栄会
 所在地 長崎市栄町 3-1 2

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年8月1日 至 令和 5年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	113,650
2 事業費用	93,847
本来業務事業利益	19,803
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	19,803
II 事業外収益	729
III 事業外費用	54
経常利益	20,478
IV 特別利益	489
V 特別損失	0
税引前当期純利益	20,967
法人税等	1,545
当期純利益	19,422

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 清栄会
 所在地 長崎市栄町 3-1 2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5 年 7 月 31 日現在)

1. 資 産 額 105,766 千円
 2. 負 債 額 30,883 千円
 3. 純 資 産 額 74,883 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	53,965
B 固 定 資 産	51,801
C 資 産 合 計 (A+B)	105,766
E 負 債 合 計	30,883
F 純 資 産 (C-E)	74,883

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 清栄会
理事長 橋本 清 殿

私は、医療法人 清栄会 の令和4会計年度(令和 4年8月1日から令和 5年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 28 日

医療法人 清栄会

監事 山田 美加